

パブリックコメント手続の実施結果について

下記の案件について、市民の意見を募集するパブリックコメント手続を行なったところ、次のとおりご意見をいただき、ご意見に対する結果（意見の概要と市の考え方）をまとめましたので、お知らせします。（なお、意見募集案件以外のご意見は公表いたしません。）

今後は、提出のあったご意見をもとに、市の条例案を決定し、令和4年3月市議会提案し、議会で審議されることとなります。

◆ パブリックコメント手続の実施

対象案件	富良野市チーズ工房設置条例の一部改正について
意見募集期間	令和3年12月1日 から 令和3年12月20日 まで
担当部署（問合せ先）	経済部農林課農業振興係 （電話 0167-39-2309）
意見提出件数	意見提出者数 <u> 1 </u> 人 （個人 <u> 1 </u> ・ 法人 <u> </u> ）
	意見提出件数 <u> 1 </u> 件

◆ パブリックコメント手続の結果（市民意見提出手続の結果）

提出のあった意見の概要	市の考え方 （原案を修正したときは修正内容）
富良野市チーズ工房設置条例の一部改正について（ <u> 1 </u> 件） 料金区分を1人当たりから部屋別設定に変更するのは賛成です。私は毎年チーズ工房で仲間と「みそづくり」をしています。550円/1人の利用料は高すぎます。料金は文化会館の料理教室を参考にさせていただきたいです。ちなみに現行でも暖房料は徴収されています。	ご意見にあるとおり、今回の改正につきましては文化会館と同様に、市で規程する「富良野市使用料・手数料設定基準」により算定しております。
について（ <u> </u> 件）	
について（ <u> </u> 件）	

 広報紙 2 月号お知らせ版への掲載 市のホームページへの掲載（掲載日 2 月 1 日） 行政情報コーナー・各支所・文化会館・図書館への供覧・配布（ 月 日）